



TOKIO MARINE
NICHIDO

2018 年 1 月 1 日
以降始期用

公務員賠償責任保険 の約款

普通保険約款、特約条項

To Be a Good Company

東京海上日動

Bナ2

公務員賠償責任保険普通保険約款

第1章 保険金を支払う場合

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が公務員としての職務につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名法人	保険証券の記名法人欄に記載された国または公共団体をいいます。
公務員	国家公務員または地方公務員をいいます。
被保険者	記名法人に任用または選任された公務員をいい、休職または既に退職している公務員およびこの保険契約の保険期間中に新たに任用または選任された公務員を含みます。ただし、保険期間の初日より前に退職した者を除きます。 また、公務員が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、公務員が破産した場合はその者とその破産管財人をそれぞれ同一の被保険者とみなします
一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。 なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分、および被保険者と

	他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償金を含みません。
争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または記名法人の職員の給料、俸給、各種手当等の給与を除きます。）のうち、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
継続契約	公務員賠償責任保険普通保険約款に基づく当会社との保険契約（以下「公務員賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の末日（その公務員賠償責任保険契約が末日前に解除されていた場合はその解除日）を保険期間の初日とし、記名法人を同一とする公務員賠償責任保険契約をいいます。
初年度契約	継続契約以外の公務員賠償責任保険契約をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①から⑨までに規定する事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ② 被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する損害賠償請求
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な

理由がある場合を含みます。) 行った行為に起因する損害賠償請求

- ④ 被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ⑤ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ⑥ 他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
- ⑦ 被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 公務員（法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。）に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求
- ⑨ 供応接待（懇親会、歓談会その他名目のいかなるものであるかを問いません。）、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①から⑦までに規定する事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ② 初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求
- ③ この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④ この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑤ 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請。「汚染物質」とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物（再生利用される物質を含みます。）等を含みます。
- ⑥ 直接であるか間接であるかにかかわらず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求。「核物質」とは、核原料物質、特殊核物質または副生成

物をいいます。「危険性」には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

⑦ 次に掲げるものに対する損害賠償請求

ア. 身体の障害（疾病または死亡を含みます。）または精神的苦痛

イ. 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）

ウ. 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

⑧ 他の被保険者または記名法人もしくは国からなされた損害賠償請求（求償を含みます。）、ならびに被保険者または記名法人が関与して地方自治法の規定に基づき住民によってなされた損害賠償請求

第3章 当会社の支払限度額

第7条（責任の限度）

（1）当会社は、法律上の損害賠償金については、これらの合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額に対して、保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

（2）当会社がこの保険契約において支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う金額の合計に対して保険証券記載の総支払限度額を限度とします。また、第21条（損害賠償請求等の通知）（2）の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の総支払限度額が適用されるものとします。

（3）当会社は、争訟費用を保険証券記載の総支払限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用は、損害の一部であり、（1）および（2）の規定が適用されるものとします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第9条（告知義務）

- （１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （２）保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① （２）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、（２）の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合
- （４）（２）の規定による解除が第１条の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、第１４条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずになされた第１条の損害賠償請求による損害には適用しません。

第10条（通知義務）

- （1）保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に申し出る必要はありません。
- （2）（1）の事実がある場合（（4）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）は、当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は、当会社が（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または（1）の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- （4）保険契約者または被保険者が（1）に規定する手続を怠った場合は、当会社は、（1）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更依頼書を受領するまでの間になされた第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（1）に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- （5）（4）の規定は、（1）の事実に基づかずになされた第1条の損害賠償請求による損害には適用しません。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5章 保険契約の無効または解除および保険料の返還または請求

第12条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の損害賠償請求による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

① （1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② （1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第 14 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 15 条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第 16 条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 17 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- （1）第 9 条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。
- （2）第 10 条（通知義務）（1）の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。
- （3）保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません（既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。）。ただし、第 10 条（1）の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前になされた第 1 条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害には、この規定を適用しません。
- （5）（1）および（2）に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。
- （6）（5）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険

契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 18 条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- （１）第 15 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- （２）保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 19 条（保険料の返還—取消しの場合）

第 16 条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第 20 条（保険料の返還—解除の場合）

- （１）第 9 条（告知義務）（２）、第 10 条（通知義務）（２）、第 13 条（重大事由による解除）（１）または第 17 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （２）第 12 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第 6 章 保険金の請求

第 21 条（損害賠償請求等の通知）

- （１）被保険者が損害賠償請求を受けた場合は、保険契約者または被保険者は、次の事項を遅滞なく当会社へ書面により通知しなければなりません。
 - ① 損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）
- （２）保険契約者または被保険者が保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況

に限ります。)を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

- (3) (1) または (2) の場合において、保険契約者または被保険者は、被保険者が第三者に対し求償できる場合の求償権の保全または行使に必要な手続その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講じなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (1) および (2) に規定する義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (3) に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条の損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第22条 (争訟費用、法律上の損害賠償金)

- (1) 当会社は、必要と認めたときは、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者は、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この約款の規定により保険金の支払が受けられないこととなった場合には、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。
- (2) 当会社は、この保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。
- (3) 被保険者は、あらかじめ当会社の書面による同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契約においては、当会社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害として保険金支払の対象となります。
- (4) 記名法人および被保険者に対してなされた損害賠償請求に関する争訟費用ならびに記名法人および被保険者が連帯して負担する法律上の損害賠償金について当会社が同意した場合は、保険契約者、被保険者および当会社は、記名法人および被保険者のそれぞれが負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとします。

第23条 (損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての調査、調停、仲裁、和解もしくは訴訟につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく (1) の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それ

によって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 24 条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- （１）第 1 条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を被保険者に対して行う権利を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第 2 条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- （２）当会社が第 2 条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- （３）保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（２）③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第 25 条（保険金の請求）

- （１）被保険者の保険金請求権は、第 2 条（損害の範囲）①の損害に対するものは第 1 条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされた時に、同条②の損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- （２）被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ① 第 2 条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第 1 条の損害の額が確定した時
 - ② 同条②の損害に対するものは、第 1 条の損害の額が確定した時
- （３）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書

- ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書
または被保険者と被害者の間の示談書
 - ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその
金額を証明する書類
 - ⑤ 争訟費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのでき
ない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定め
たもの
- （４）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、（３）に掲げるもの以外の書類もし
くは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して
求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、
必要な協力を行わなければなりません。
- （５）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（４）に規定する義務に違反した場合
または（３）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もし
くは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害
の額を差し引いて保険金を支払います。

第 26 条（保険金の支払時期）

- （１）当会社は、被保険者が前条（３）に規定する手続を完了した日（以下この条におい
て「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支
払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損
害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われな
い事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との
関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解
除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が
有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当
会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （２）（１）の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（１）
の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数
に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払

います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
 - ⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一の行為による被害者が多数となる等被害が広範に及ぶ場合において、(1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- (3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から (3) までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

第 27 条（時効）

保険金請求権は、第 25 条（保険金の請求）（2）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 28 条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第7章 管轄裁判所および準拠法

第29条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで	1年 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100 %

初期対応費用担保特約条項(消防職員用)

(公務員賠償責任保険用)

第1条 (初期対応費用の支払)

当会社は、公務員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、消防職員危険担保特約条項およびこの保険契約に付帯される他の特約条項に基づく保険金の支払原因となりうる他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について、被保険者が初期対応費用を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
初期対応費用	次の費用（消防職員の本来業務として行う行為に関する費用を除きます。）のうち、前条の事故に対応するために直接必要なものをいいます。ただし、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りします。 ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ. 事故現場の取り片付け費用 ウ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ. 通信費 オ. 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき5万円を限度とします。 カ. 書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 キ. その他アからカまでに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

第3条（責任の限度）

（1）当会社は、1回の事故について、第1条（初期対応費用の支払）の損害の額が下欄記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当会社が第1条の損害について、各被保険者に対して支払う保険金の額は、下欄記載の支払限度額を限度とします。

支払限度額	1 事故につき、500 万円
免責金額	1 事故につき、1,000 円

（2）この保険契約において、当会社が支払う保険金の額は、（1）の規定により支払うべき保険金の額を含めて、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および消防職員危険担保特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

消防職員危険担保特約条項

(公務員賠償責任保険用)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 公務員賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の損害は、保険期間中に記名法人に対してなされた次の請求に起因する損害を含みます。

- ① 地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、被保険者に対する損害賠償請求を行うことを求める請求
- ② 被保険者が公務員としての職務につき受領した給付 (報酬、費用弁償、給料、旅費、手当その他名目が何であるかを問いません。) についての返還請求 (地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、被保険者に対する不当利得返還請求を行うことを求める請求を含みます。)

(2) この保険契約においては、損害賠償請求および返還請求を合わせて、「請求」といいます。

第2条 (損害の範囲)

当会社が保険金を支払う普通保険約款第1条 (保険金を支払う場合) の損害には、普通保険約款第2条 (損害の範囲) に規定する費用のほか、法律上の返還金を含みます。

第3条 (用語の定義)

普通保険約款第3条 (用語の定義) の規定にかかわらず、この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名法人	被保険者を任用または選任した団体をいいます。
被保険者	消防組織法に定める消防職員 (ただし、市町村長および助役を除きます。以下「消防職員」といいます。) であって、保険証券に記載された者をいいます。消防職員が死亡した場合は、その者とその相続人または相続財産法人を、消防職員が破産した場合は、その者とその破産管財人をその消防職員と同一の被保険者とみなします。
争訟費用	被保険者に対する請求に関する争訟 (訴訟、仲裁、調停また

	は和解等をいいます。)によって生じた費用(被保険者または記名法人の職員の給料、俸給、各種手当等の給与を除きます。)のうち、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいい、次のものを含みます。 ア. 被保険者に関する地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する訴えに被保険者が訴訟参加することによって生じた費用 イ. 弁護士報酬
法律上の返還金	法律上の返還責任に基づき返還すべき金額をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金(これに類するものを含みます。)、および被保険者と他人との間に損害賠償または返還に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償金または返還金を含みません。

第 4 条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、普通保険約款第 5 条(保険金を支払わない場合—その 1)および第 6 条(保険金を支払わない場合—その 2)のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①の規定は、保険契約者および被保険者ごとに個別に適用します。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょう
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ④ プライバシーの侵害(個人情報漏えいによるものを除きます。)、肖像権の侵害もしくは不当な身体拘束による自由の侵害
- ⑤ 性別もしくは年齢等による募集、採用、雇用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年もしくは解雇における差別的取扱いまたは職場において行われる性的な言動
- ⑥ 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任または返還責任が生じないことが確定した場合を除きます。
- ⑦ 航空機の所有、使用または管理
- ⑧ 被保険者の同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子による請求

(2) 当会社は、普通保険約款第 5 条(保険金を支払わない場合—その 1)および第 6 条(保険金を支払わない場合—その 2)のほか、被保険者が行う次の行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、または診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為(法令により、

医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外のものが行うことを許されている場合を除きます。)

- ② 美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外のものが行うことを許されている場合を除きます。)
- ③ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給（救急救命士法およびその他の法令により、救急救命士が行うことを許されている場合を除きます。)
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ⑤ 建築士、土地家屋調査士、技術士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

第5条（免責規定の適用除外）

（1）普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑤の規定は、被保険者が汚染物質を不測かつ突発的に拡散させたことに対してなされた損害賠償請求には適用しません。ただし、拡散が被保険者の不作為によるものである場合または汚染物質の排出、流出、いっ出もしくは漏出が被保険者によって生じたものである場合を除きます。

（2）普通保険約款第6条⑦の規定は、次の事由に起因する損害にのみ適用します。

- ① 財物の紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
- ② 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害。ただし、他人の名誉のき損または個人情報の漏えいによる他人のプライバシーの侵害を除きます。

（3）普通保険約款第6条⑧の規定は、次のとおり読み替えます。

「

- ⑧ 記名法人もしくはその職員または国からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求（求償を含みます。）。ただし、この規定は、次のいずれかの場合には適用しません。

ア、その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合

イ、記名法人が地方自治法第242条の2第1条第4号に基づく訴えの結果として被保険者に対して請求（求償を含みます。）を行う場合

」

第6条（責任の限度）

普通保険約款第7条（責任の限度）の規定は、次のとおり読み替えます。

「

第7条（責任の限度）

（1）当会社は、法律上の損害賠償金および法律上の返還金については、下欄記載の免責金額を超過する額に対して、争訟費用については、その全額に対して、それぞれ保険金を支払います。ただし、当会社が各被保険者に支払う保険金の額は、法律上の損害賠償金、法律上の返還金および争訟費用を合算して下欄記載の支払限度額を限度とします。

支払限度額	1 請求・保険期間中 1,000 万円
免責金額	1 請求につき、10,000 円

（2）（1）の規定にかかわらず、当会社は、身体の障害または財物の損壊（以下「対人・対物事故」といいます。）に起因する法律上の損害賠償金および法律上の返還金については、保険証券記載の免責金額を超過する額に対して、対人・対物事故に起因する争訟費用については、その全額に対して、それぞれ保険金を支払います。ただし、当会社が各被保険者に支払う保険金の額は、対人・対物事故に起因する法律上の損害賠償金、法律上の返還金および争訟費用を合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

（3）当会社が各被保険者に支払う保険金の額は、普通保険約款、この特約条項および他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合算して、下欄記載の金額を限度とします。

各被保険者総支払限度額	保険期間中 3 億円
-------------	------------

（4）当会社がこの保険契約で支払う保険金の総額は、被保険者の数にかかわらず、下欄記載の金額を限度とします。各被保険者ごとの支払限度金の額の合計がこの限度額に達したときは、当会社は、以後一切の損害に対して保険金を支払いません。

団体契約総支払限度額	保険期間中につき 30 億円
------------	----------------

（5）当会社は、この保険契約で支払うべき複数の保険金請求を受けた場合は、普通保険約款第 25 条（保険金の請求）（3）に規定する書類が当会社に提出された順に、保険金を支払います。

第8条（保険期間中に被保険者が退職した場合）

（1）被保険者が退職（死亡による退職を含みます。）し、または人事異動により消防職員以外の職に就いた場合は、その被保険者またはその相続人に対して、退職日または異動日の属する保険期間の終了後 5 年以内になされた請求は、退職日または異動日の属する保険期間の末日になされたものとみなします。

（2）（1）の規定は、被保険者が消防職員として復帰した後の行為に起因してなされた請求については、適用しません。

第9条（読替規定）

この保険契約においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
-----------	-----	-----

第3条（用語の定義）「一連の損害賠償請求」、第6条（保険金を支払わない場合—その2）①、③および④	一連の損害賠償請求	一連の請求
第3条「一連の損害賠償請求」、第4条（保険責任の始期および終期）（3）、第5条（保険金を支払わない場合—その1）の柱書きおよび①から⑨まで、第6条の柱書きおよび②から⑦まで、第7条（責任の限度）（2）、第17条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）、第21条（損害賠償請求等の通知）（1）および（2）、第22条（争訟費用、法律上の損害賠償金）（1）および（4）ならびに第23条（損害賠償請求解決のための協力）の条見出しおよび（1）	損害賠償請求	請求
第9条（告知義務）（3）③、（4）および（5）、第10条（通知義務）（4）および（5）、第17条（4）、	第1条の損害賠償請求	請求
第3条「一連の損害賠償請求」および第21条（1）①	損害賠償請求者	請求をした者
第9条（4）、第25条（保険金の請求）（3）	請求する	求める
第17条（1）および（5）	請求します	求めます
第10条（1）	請求しなければなりません	求めなければなりません
第17条の条見出しおよび第25条の条見出し	請求	求め
第22条の条見出し	争訟費用、法律上の損害賠償金	争訟費用、法律上の損害賠償金、法律上の返還金
第22条（3）	法律上の損害賠償金および争訟費用	法律上の損害賠償金、法律上の返還金および争訟費用
第22条（4）	法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償金および法律上の返還金

<X999>

第 10 条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

保険料支払に関する特約条項

(公務員賠償責任保険用)

第1条 (通知)

(1) 保険契約者は、保険証券記載の保険期間中にこの保険契約に加入する被保険者（以下「追加被保険者」といいます。）がいる場合は、次の事項を取りまとめ、**加入日より前**に当会社に書面により通知しなければなりません。

① 追加被保険者名

② 加入する日

(2) (1) の通知に遅滞または脱漏（以下「脱漏等」といいます。）があった場合は、当会社は、脱漏等のあった追加被保険者に関わる事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者が、その脱漏等を知った後、次のすべての事項を履行し、当会社がこれを承認したときを除きます。

① 脱漏等が保険契約者の故意または重大な過失によらないことを証明すること。

② 脱漏等のあった追加被保険者について (1) に規定する事項をただちに当会社に書面により通知すること。

③ 脱漏等のあった追加被保険者に関する保険料をただちに当会社に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

保険契約者は、前条 (1) の通知に基づいて算出される追加保険料を、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日**の属する月の月末まで**に当会社に払い込むものとします。

第3条 (保険料払込前の事故)

保険契約者が前条の規定に従い追加保険料を払い込まない場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた追加被保険者に関する事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険料不払による保険契約の解除)

保険契約者が第2条 (保険料の払込み) の規定に従い追加保険料を払い込まない場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

迷惑行為被害対応費用担保特約条項

(公務員賠償責任保険普通保険約款(消防職員危険担保特約条項)用)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、日本国内(保険証券の「適用地域」欄にこれと異なる記載がある場合は、その地域とします。)において第三者によって行われた迷惑行為により被保険者が被った被害について、被保険者が迷惑行為被害対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1) の迷惑行為被害対応費用とは、次の費用をいいます。
- ① 法律相談費用
 - ② 弁護士費用
- (3) 当会社は、迷惑行為が保険証券記載の保険期間中になされた場合に限り、保険金を支払います。
- (4) 当会社は、被保険者が被害を被った日からその日を含めて3年以内に被保険者が法律相談または弁護士等への委任を開始した場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
第三者	消防本部の業務において関わりのある者であって、記名法人の職員(被保険者を含みます。)以外の者をいいます。
迷惑行為	被保険者に対する次の行為をいいます。ただし、同一の原因もしくは事由に起因して生じた、または同一の迷惑行為者による一連の迷惑行為は、なされた時または場所にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の迷惑行為がなされた時にすべての迷惑行為がなされたものとみなします。 ア. 暴力、脅迫・強要 イ. 誹謗中傷 ウ. 悪質なクレーム エ. 性的な言動 オ. 地位や取引関係等を利用して、取引等の適正な範囲を超えて、精神

	的・身体的苦痛を与えること。 カ. その他アからオまでに類するもの
被害	被保険者の身体の障害もしくは精神的苦痛または被保険者の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害をいいます。
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当会社の承認を得て支出する費用をいいます。ただし、保険契約者、記名法人、消防本部または被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士、司法書士または行政書士に対するものを除きます。
法律相談	被保険者が行う次の行為をいいます。 ア. 弁護士が行う法律の相談(口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。以下同様とします。) イ. 司法書士が行う次の行為 (ア) 司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談 (イ) 司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に定める書類の作成 ウ. 行政書士が行う次の行為 (ア) 行政書士法第1条の3第4号に定める相談 (イ) 行政書士法第1条の2および第1条の3第3号に定める書類の作成
弁護士費用	当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士等(弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。)または裁判所等(裁判所またはあつせんもしくは仲裁を行う機関をいいます。)に対して、当会社の承認を得て支出する次の費用をいいます。ただし、法律相談費用を除きます。 ア. 弁護士等への報酬 イ. 訴訟費用 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. アからウまでのほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
消防本部	消防組織法に定める消防本部(局または組合等の名称を問いません。)をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、公務員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合―その1）および第6条（保険金を支払わない場合―その2）ならびに消防職員危険担保特約条項第4条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名法人、消防本部または被保険者の法令違反
- ② 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。）、シンナー等（毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。）を使用した状態で発生した被害

第4条（責任の限度）

当会社は、1回の事故について、第1条（保険金を支払う場合）により支払うべき損害の額が次の免責金額を超過した場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

損害の種類	支払限度額	免責金額
被保険者が法律相談費用を負担することによって被る損害	1回の事故につき 10 万円	1回の事故につき 0 円
被保険者が弁護士費用を負担することによって被る損害	1回の事故につき 50 万円	1回の事故につき 0 円

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および消防職員危険担保特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	9	0	2	5	8	0	5	6	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

サイバー攻撃危険不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントに起因する損害または損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、サイバー攻撃によらずに生じた損害または損失に対しては、この規定は適用しません。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 ア．サイバー攻撃により生じた事象 イ．サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 （ア）不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 （イ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、（ア）および（イ）を除きます。 （エ）コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、（ア）から（ウ）までを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア．コンピュータシステムへの不正アクセス イ．コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ．マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。）

	エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。